

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人学習院桜友会（以下「本会」という。）倫理規程第9条に基づき、本会が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を適格に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な活動に資するための組織及びコンプライアンス施策の原則を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「コンプライアンス」とは、社員及び役職員が、本会の事業活動において関係法令及び本会における規程を遵守することはもとより、社会規範を十分に尊重し、社会的良識をもって行動することをいう。

(社員及び役職員の責務)

第3条 社員及び役職員は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、常に本会の発展に貢献するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンスの推進)

第4条 コンプライアンスに関する重要事項は、理事会の審議を経て会長が決定する。

2 会長は、コンプライアンスの推進が図られるよう、社員及び役職員の意識向上や関連諸規程の整備など、コンプライアンスの推進に必要な具体的な措置を講じるものとする。

(コンプライアンス担当理事の設置)

第5条 会長は、コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス担当理事を置く。

2 コンプライアンス担当理事は、常務理事の中から、理事会の決議に基づき会長が任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、コンプライアンスの状況について、報告するものとする。

3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を掌理し、コンプライアンスに関する各種施策立案の責務を有する。

(コンプライアンス委員会の設置及び招集)

第6条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事の提案にしたがい、理事会の決議に基づき設置するものとする。

2 委員長は、コンプライアンス担当理事が務め、必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会を直ちに招集することができる。

(コンプライアンス通報窓口)

第7条 コンプライアンス通報窓口は、本会の事務局とする。

2 コンプライアンス通報窓口は、通報があった場合に、速やかにコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に報告し、適切な対応を図る。

(報告・連絡)

第8条 社員及び役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがあると思料する場合は、速やかにコンプライアンス通報窓口へ報告する。

(コンプライアンスのための教育)

第9条 本会は、社員及び役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行うものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年5月26日から施行する。(令和6年2月13日理事会議決)